



奨学金返還を 胎内市が応援します！



大学等への就学のために借りた奨学金を返還している方を対象に、前年度に返還した奨学金の一部を補助します。

【対象となる奨学金】胎内市奨学金、新潟県奨学金、日本学生支援機構が貸与する奨学金 など

対象となる方 ※すべてに該当する方

- **奨学金** 大学等への就学のために奨学金の貸与を受けていた方
- **住 所** 市内に引き続き1年以上住所がある方
- **就 労** 市内で引き続き1年以上（期間の定めのない）就労をしている方
- **返 還** 前年度に、返還計画に沿って奨学金を返還した方
- **定 住** 今後5年以上、胎内市に定住する意思がある方
- **その他** 市税等・奨学金の滞納がない方など

補助額

年間最大
10万円

※30歳以下の方は、年間2万円を加算（年間最大12万円）

※前年度に返還した奨学金の元金・利息が対象です。

※繰上返還分は対象外です。

最長5年間で最大
50万円

※30歳以下の方は、最長5年間で最大60万円

補助の例：初回申請年度が28歳の場合

初回申請年度



※年度ごとに申請が必要です。

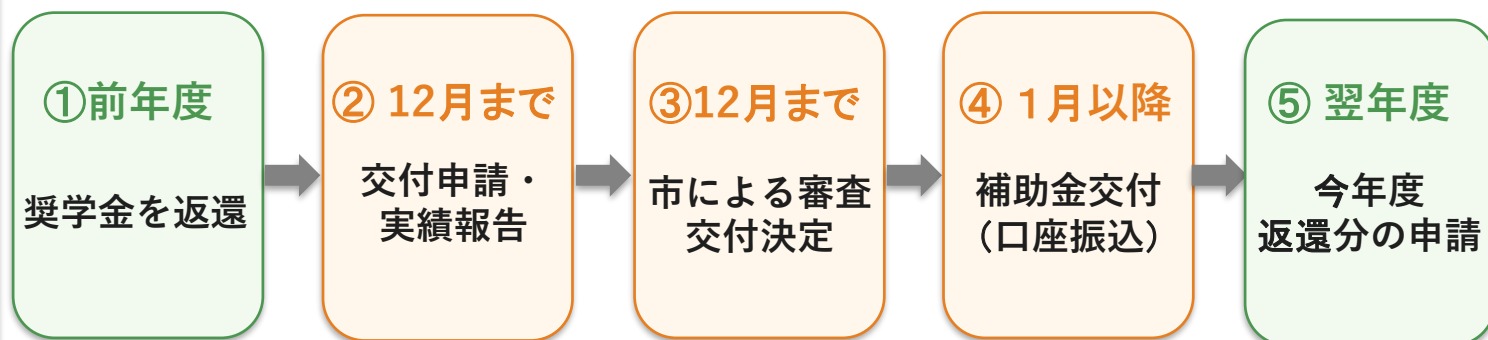
詳しい要件や申請方法は
裏面をご覧ください

【問い合わせ先】
胎内市 総合政策課 企画政策係
☎ 0254-43-6111（内線1358）

市ホームページは
こちらから！



申請・交付スケジュール（全体の流れ）



※補助対象は「前年度に返還した奨学金」です。

申請期間

令和 8 年

12月23日（水）まで

※郵送は締切日消印有効

※窓口受付時間：平日8：30～17：15

補助金の交付

市による審査・交付決定後、
翌年 1 月以降に指定口座へ振り込み

※交付時期は年度によって変更となる場合があります。

申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 在職状況及び奨学金返還支援状況証明書
※個人事業主は不要
- ③ 奨学金の返還計画・返還状況が確認できる書類の写し
- ④ 個人事業主の場合は開業・廃業等届出書の写し
- ⑤ 振込先口座が確認できる書類の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

注意事項

- ・ 年度ごとに申請が必要です。
- ・ 前年度の返還実績が対象です。
- ・ 繰上返還分は対象外です。
- ・ 事業主から奨学金返還支援を受けている場合は、その額を控除します。
- ・ 公務員（常勤）は対象外です。

詳しい要件・申請書様式は市ホームページをご確認ください